

皆さんおはようございます。本年度もよろしく願いたします。

まず、5月8日に大津市大萱で発生しました交通事故について申し上げます。

既に報道されておりますとおり、交差点での車2台の衝突により、信号待ちをしていた園児と保育士に車両が突っ込み、園児2名がお亡くなりになられるとともに、1名の方が重体、また13名の方が重軽傷を負われるという、大変痛ましい事故が起きました。

お亡くなりになられた園児と、幼い我が子を亡くされたご遺族に対しまして、心から哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

この事故を受けまして、県では、昨日、就学前児童の安全確保について、関係施設等に対し、通知文書を発出し、周知徹底を図るとともに、今月中を目途に、1日あたり交通量1万台以上の県管理交差点の安全確認を実施し、必要な対策を検討いたします。

県内では、交通事故による死亡者数は年々減少しておりますものの、昨年も39名の方がお亡くなりになられております。

折しも、明日から、「春の全国交通安全運動」が始まります。

運転者の皆様には、交通事故の多くは、運転者一人ひとりの十分な注意と配慮により未然に防ぐことができることを、今一度、心に留めていただきますとともに、県といたしましても、再び、このような悲しい事故が起こることがないように、交通事故防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

次に、新たな時代への思いについて申し上げます。

さる5月1日に天皇陛下が御即位され、「平成」から「令和」に、時代が変わりました。

新元号である「令和」には、「悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然。こうした日本の国柄を、しっかりと次の時代へと引き継いでいく。そして、一人ひとりの日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい。」との願いが込められているとのこと。

この新しい元号に込められた願いのとおり、平和と希望に満ち溢れた「新しい時代」となりますことを、心から祈念いたしますとともに、この滋賀の地におきましても、新たにスタートする滋賀県基本構想の基本理念である「変わる滋賀、続く幸せ」を具現化していけるよう、決意を新たに、精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、改選後初の県議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、議員の皆様方におかれましては、さる4月7日に執行されました滋賀県議会議員一般選挙におきまして、県民の皆様のご期待を担われ、めでたく御当選を果たされました。執行部を代表いたしまして心からお祝い申し上げます。

議員の皆様方には、それぞれの地域の思いや課題を県政に届けることはもとより、大所高所から、県政全般に関してご審議いただき、県民の皆様のご負託に応えていくことについて、大きな期待が寄せられております。

私も初心を忘れることなく、滋賀の未来の姿をしっかりと見据え、議員の皆様と積極的に意見交換と政策議論を行いながら、緊張感と使命感をもって、県勢発展に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、これからの時代、私たちは、ますます加速する人口減少や急激な高齢化、第4次産業革命と呼ばれる技術革新など、これまで経験したことのない大きな社会的変化に直面します。

こうした時代の潮流の中で、県民の皆様と一緒に滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンとして、2019年度から2030年度までの12年間を計画期間とする、新しい「滋賀県基本構想」を策定し、さる2月定例会議において議決いただいたところです。

基本理念である「変わる滋賀 続く幸せ」には、未知の変化の中にあっても、ひるむことなく、しなやかに変わり続け、行動していくことによって、一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀を、みんなの力でつくりたいという思いを込めさせていただきました。

そして2030年に向け、SDGsの視点を明確に持ち、県民の皆様をはじめ、多様な主体との連携のもと、誰もが新しい豊かさを実感し、一人ひとりが尊重され自分らしく生きることができる、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現を目指して取り組んでまいります。

併せて、基本構想で描く滋賀の未来を確かなものとしていくためには、滋賀県庁も前向きに、新しい時代を切り拓く組織に変わっていく必要があります。

このため、基本構想で掲げる滋賀の未来の姿を念頭に、2030年に向けて目指す県庁の姿を描き、「対話と共感、協働で築く県民主役の県政

の実現」を経営理念とする「滋賀県行政経営方針 2019」を策定しました。

県民サービスの向上、県財政の健全化、健康経営の実現を同時に目指す行政経営を基本的な方向とし、「見える」「攻め」「多様性」の3つの視点を基本に、県としての組織力、県庁力を高め、スピード感を持って行政課題に的確に対応できる行政経営に取り組んでまいります。

次に、さる4月24日から28日にかけて、中国北京市を訪問し、特に三つの活動を行ってまいりましたので、ご報告申し上げます。

一つ目は、「一带一路」国際協力ハイレベルフォーラムでございます。

このフォーラムは、約150か国の首脳37人を含む、約5千人が参加した国際会議であり、その開幕式やハイレベル会議、また分科会に参加いたしましたほか、習近平国家主席をはじめとする中国首脳との会見に同席するなど、世界の潮流を肌で感じることができました。

二つ目は、中国屈指の歴史を持つ清華大学を訪問し、陳旭書記や大学幹部、学生の皆さんと闊達な意見交換を行いました。

「日中地方交流対話」では、これまでの本県と清華大学の交流や、中国湖南省との35年に渡る友好交流の実績を紹介するとともに、未来を担う青少年の交流強化についての提案を行い、大学側からも積極的な反応をいただくなど、今後の具体の交流・連携の可能性を探るきっかけづくりができました。

三つ目は、日本産品の魅力発信イベントにおける、滋賀の観光や食材のプロモーション活動です。

日本大使館でのイベントでは、現地メディアや旅行業者、飲食業者など、200人以上の来場者に向け、私が直接、滋賀の観光や食材の魅力をプレゼンするとともに、会場ブースでも、滋賀の地酒や近江米おにぎりの美味しさを直に感じていただけるようPRいたしました。滋賀の魅力発信として、大きな反響と手応えを感じており、今後の取組につながるものと期待しております。

折しも、今年は「日中青少年交流推進年」として、日中関係の深化と発展のため、地方自治体レベルでの交流が一層求められております。

積み重ねてまいりました湖南省との友好関係、今回の中国訪問で得た経験や情報を生かし、文化や経済の交流をさらに活発化させ、関係強化を図ることで、本県の優位性をさらに伸ばし、活力と魅力あふれる滋賀を創ってまいりたいと考えております。

最後に、本県の「治水政策」について申し上げます。

近年、全国各地で豪雨による浸水被害が多発しており、昨年7月の豪雨では、各地で観測史上最多雨量を記録し、本県でも姉川などが氾濫危険水位に達する事態となりました。

今後も気候変動の影響によりまして、さらなる水害の頻発化や激甚化が懸念されるところであり、洪水に対する対策と備えがより一層、重要になると考えております。

さて、本県の大戸川では、これまで国のダム計画とも整合性を図りながら、先行して進めてきた河川改修も完成の見通しが立ち、次の段階として、治水安全度の向上を検討する時期に至っております。このような中、大戸川ダムに関しましては、平成29年11月定例会議において、本体工事の一日も早い着工などを求める決議をいただきました。

この決議を重く受け止め、県では、平成30年5月から、大戸川ダムの効果や影響を検証するための勉強会を立ち上げ、さる3月25日の第3回の勉強会まで、県内における治水効果や瀬田川洗堰操作の与える影響について、検証を深めてまいりました。

勉強会では、大戸川流域における計画規模の洪水に対して、大戸川からの氾濫を抑制する効果や、超過洪水に対しても、被害低減や氾濫を遅らせる効果等が明らかとなり、また、瀬田川洗堰の操作でも、全閉を含む制限放流時間が短縮できる場合が多いことなどの効果が判明しました。

こうした検証結果や、近年の気候変動の状況等も踏まえたと、治水対策としての大戸川ダムの整備が必要との考えに至り、先般、滋賀県知事として考えを表明させていただきました。

これまでの大戸川ダム整備に関する経過と、現地で苦勞されてきた方々の思いを受け止め、将来を見据えた重要な治水政策として、現在、淀川水系中上流部の事業を実施している国に対して、大戸川ダム本体工事の早期整備を求めてまいります。

また、本県の考えや立場について、国はもとより、下流府の皆様にも、しっかりと説明し、ご理解とご協力をいただけるよう、努力してまいります。

県議会や県民の皆様に対しましては、こうした県の考え方や、国や下流府との調整の状況等も含めてしっかりご説明し、引き続き、丁寧にご意見を賜ってまいります。

そして、河川整備の対応を継続して行うことはもちろんのこと、計画規模を超える洪水でも、県民の生命が失われないこと、また、生活再建

が困難となるような被害を避けられるよう、ソフト・ハード両面から「しがの流域治水」の取組をしっかりと推進してまいりたいと存じます。

それでは、本日提出いたしました案件の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、条例案件でございますが、

議第 127 号は、地方税法の一部改正により、都道府県または市区町村に対する寄附金に係る個人の県民税の寄附金税額控除の指定制度の導入に伴い、必要な規定を整備しようとするものです。

議第 128 号は、国の省令等の一部改正により、過疎地域および離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を延長しようとするものです。

議第 129 号は、自転車活用推進法に基づき、県の自転車活用推進計画で位置づける自転車通行空間の整備を推進するため、改正を行おうとするものです。

次に、その他の案件でございますが、

議第 130 号は、損害賠償の額を定めることについて、議決を求めようとするものです。

議第 131 号および議題 132 号は、専決処分について、承認を求めようとするものでございまして、

議第 131 号は、一般会計予算の補正に係るもの、

議第 132 号は、地方税法の一部改正等に伴い、県税条例について、所要の措置を講じたものです。

最後に、議第 133 号は、滋賀県監査委員に大野和三郎さんを選任する

ことについて、同意を求めようとするものでございます。

さて、最後になりましたが、本日、議長改選で退任されました川島前議長ならびに生田前副議長に、一言御礼申し上げます。

本格的な人口減少社会の到来など、時代が大きく変化する中、その手腕を遺憾なく発揮され、本県の議会運営に大変ご尽力いただきましたことに、執行部を代表いたしまして、御礼と感謝を申し上げます。

また、新しく御就任なさいました生田議長ならびに細江副議長におかれましては、御就任、誠におめでとうございませう。特に、生田議長におかれましては、副議長に続く重責を担われることとなります。

今後の県勢発展に向けて着実な取組が求められます中、難しく重要な職責でございますが、県議会における活発かつ真摯な議論を通じ、県民の皆様のご負託に応え、ますますご活躍くださいますようご祈念いたしますとともに、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。